

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原告 ●● ●● 外123名

被告 仙台パワーステーション株式会社

## 証 拠 説 明 書 3

(甲B1～6号証)

平成30年7月11日

仙台地方裁判所第2民事部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 春 男  
外

甲B1号証

証拠の標目：IPCC第5次評価報告書の概要－第1作業部会（自然科学的根拠）－  
写し

作成年月日：2014年12月ころ

作成者：環境省

立証趣旨：

IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル、Intergovernmental Panel on Climate Change）が作成した第5次評価報告書を、環境省が要約したもの。当該報告書は、地球温暖化に対する国際的な取り組みに科学的根拠を与える最も重要な資料である。

第1作業部会は、自然科学的根拠に関して論じられており、以下の点を明らかにしている。

- ・気候システムの温暖化には疑う余地がなく、20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、人間の影響の可能性が極めて高い（95%以上）こと（第1章、第2章）。
- ・気候変動を抑制するには、温室効果ガス排出量の抜本的かつ持続的な削減が必要であること。
- ・CO<sub>2</sub>の累積排出量とそれに対する世界平均地上気温の応答は、ほぼ比例関係にあり、最終的に気温が何度上昇するかは、累積総排出量の幅に関係すること。

その他、我が国に関する事実も以下のことが明らかにされた。

- ・我が国の平均気温も上昇し続けていること（12頁）。
- ・我が国においても、短時間強雨や猛暑日が増加していること（29頁から30頁）

上記のとおり、温室効果ガスが気候変動をもたらすものであること、気候変動により人の生命・身体に損害を及ぼす災害が発生すること、気候変動を防ぐために温室効果ガスの削減が求められていること等が明らかにされている。

甲B2号証

証拠の標目：IPCC第5次評価報告書の概要－第2作業部会（影響、適応、及び脆弱性）－

写し

作成年月日：2014年12月ころ

作成者：環境省

立証趣旨：

第2作業部会の報告書は、気候変動が、全ての大陸と海洋にわたり、自然及び人間システムに影響を与えていることを明らかにしている。

ここ数十年気候変動は、自然と人間システムに影響を与えており（12頁）、また作物収量については負の影響を与えている（16頁）。

気候関連の災害は、特に貧困の中で生活する人々にとって、生計に負の影響をもたらしつつ、他のストレス要因を悪化させる（20頁）。

また、気候変動によって生じるリスクとして8つのリスクが想定されており（26頁）、熱波、極端な降水、沿岸域の氾濫のような極端現象による気候変動関連のリスクは、すでに中程度であり、極端現象のいくつかの種類（例えば熱波など）に伴うリスクは、気温が上昇するにつれてさらに高くなること（27頁）が明らかにされている。

このように、気候変動により、人の生命・身体に重大な損害が発生する災害が起こることが明らかにされている。

#### 甲B3号証

証拠の標目：IPCC第5次評価報告書の概要－第3作業部会（気候変動緩和）－

写し

作成年月日：2015年4月ころ

作成者：環境省

立証趣旨：

第3作業部会の報告書は、気候変動の緩和（温室効果ガスの排出を削減し、吸収源を拡大するための人為的介入）について論じている。

温室効果ガスが増え続けており、1750年から2010年までのCO<sub>2</sub>の累積排出量の約半分がこの40年に排出されたこと、2000年から2010年の間で、人為起源の年間GHG排出量は、100億トンCO<sub>2</sub>換算増加しており、エネルギー供給部門がそのうちの47%を占めていること等が述べられている。

また、緩和経路は様々なものが考えられるが、現時点を超える緩和努力の増大を2030年まで遅延させるとより長期の低い排出水準への移行が相当困難になるとされ（24頁）、エネルギー需要部門の効率向上、行動変化は重要な緩和策であると位置づけられている（32頁）。また電力の低炭素化は費用対効果の高い緩和策として推奨されている（33頁）。

#### 甲B4号証

証拠の標目：IPCC第5次評価報告書の概要－統合報告書－

写し

作成年月日：2015年3月ころ

作成者：環境省

立証趣旨：

統合報告書は、第1作業部会から第3作業部会の報告を踏まえ、要約したものである。

特に、気候変動について、現行を上回る追加的な緩和努力がないと、たとえ適応があつたとしても、21世紀末までの温暖化が、深刻で広範にわたる不可逆的な影響を全世界にもたらすリスクは、高い～非常に高い水準に達するとされていることなどが明らかにされている。

甲B5号証

証拠の標目：気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018～日本の気候変動とその影響～

写し

作成日：平成30年2月1日

作成者：環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、気象庁

立証趣旨：

現時点において、日本政府が認識している気候変動とその影響（現在及び将来）に関する科学的知見の内容をまとめたもの。IPCCの第5次評価報告書の内容は、我が国も信用しておりその内容を取り入れて報告している（はじめに（1頁））。

気候変動のメカニズムを明らかにした上（第1章）、気候変動の観測状況を明らかにし、将来の予測について述べている（第2章）。

そして、我が国においても気候変動の影響が現れており、気候変動が進めば、短時間強雨や大雨の強度・頻度の増加による河川の洪水、土砂災害、台風の強度の増加による高潮災害等が挙げられること、最近の新たな知見として、河川整備必要労力等の治水施策に直接関わる指標を加味した予測（適応策を視野に入れた検討）、台風特性の変化とその不確実性を考慮した高潮の将来変化予測、さらに近年各地で頻発している過去に例のない甚大な水害・土砂災害の特徴への考察などが報告されている（第3章、95頁以下）。

上記のとおり、気候変動が進むと、人の生命・身体に対して重大な損害が生じる災害が発生することが明らかにされている。

甲B6号証

証拠の標目：パリ協定と整合したエネルギー基本計画の策定を求める意見書

写し

作成年月日：平成30年6月15日

作成者：日本弁護士連合会

立証趣旨：

現在我が国政府が行っているエネルギー政策（第4次エネルギー計画）及び第5次エネルギー政策の概要について述べた上で、その内容を批判している。

我が国は、第4次環境基本計画において、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減をめざすという長期目標を掲げ、また我が国が批准したパリ協定は、世界の平均気温を産業革命前と比べて2℃未満の気温上昇に押さえ、1.5℃以内にとどめるよう努力するとの目標を掲げており、21世紀後半の早い時期に温室効果ガスの排出を実質ゼロとする長期目標を定めている。

石炭火力発電については、それが最も高効率の超々臨界圧発電であっても、二酸化炭素の排出量が、高効率天然ガス発電の約2倍にも及ぶものであるから、今後数十年のうちに脱炭素を実現するには、まず石炭から脱却する必要がある。米国、ドイツ、中国でも石炭火力発電は運転を縮小ないし廃止する方向であることなどを述べている。

我が国の掲げる目標と、第5次エネルギー計画にある石炭火力発電所の位置づけや現在の石炭火力新設計画は、上記の我が国政府の目標やパリ協定の目標と全く整合しないものであり、仙台PSの新設、稼働も世界と政府の目標に適合しないものであること。